



中小企業における **不正** や **不祥事の発生前の対策** について **弁護士と税理士の会話形式**で解説!

税理士のための 中小企業の**不正・不祥事** 対策ブック

弁護士の視点を
 プラス!

トピックス別

この1冊で
 顧問先のリスクを
 未然に防ぐ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
 弁護士 嘉納英樹



第一法規

弁護士の視点をプラス!

トピックス別



税理士のための 中小企業の**不正・不祥事** 対策ブック

~この1冊で顧問先のリスクを未然に防ぐ!~

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 弁護士 嘉納 英樹 著

[体裁] A5判 / 352頁 [定価] 3,850円 (本体:3,500円+税10%)

本書の特長

特長1



中小企業で起こる
 可能性のある
 不正・不祥事に関し、
 基本的な知識はもちろん、
 法的な対処方法や
 税理士業務に関わる
 留意点まで分かりやすく
 まとまった1冊!

特長2



弁護士と税理士の
 会話形式で構成されているから、
 効率的にポイントをおさえられる!

特長3



「人事労務」問題と
 「競争確保」問題を柱に、
 企業側の視点や裁判官の視点等、
 様々な視点から詳細に解説!

I

インボイス制度と下請いじめ



Discussion

- 問 2023年10月からインボイス制度が始まりましたね。
- 答 そうですね。税務の専門家でない私たち弁護士にとっては、なかなか難しい内容です。簡潔に解説いただけますでしょうか。
- 問 簡潔にいうと、インボイス制度とは、「自社」が国から特別な番号をもらわないと「自社」ではなく「他社」に迷惑をかけかねないという制度です。
- 答 はい?
- 問 のっけから簡潔にぶっちゃけてみてください。
- 答 「簡潔にぶっちゃけ」すぎかも知れませんが、先生のそういう

II

離職勧奨



Discussion

- 問 能力不足の従業員に対して解雇を行うということが難しいという実感を知りました。
- 答 裁判所の根底には、解雇というのは、やはり「教育研修訓練指導の失敗だ」という考えがあるように感じます。換言するなら「長期の信頼関係を基礎にしているのだから、教育研修訓練指導をして、デキの良い従業員に育て上げられるでしょ。だから、そうしなさい」という考えです。
- 問 解雇が難しいのでそれを避けるとすると、企業にとって他の手段は何でしょうか?
- 答 離職勧奨をすることになりますね。
- 問 説得を重ねるといことですか?
- 答 はい。もちろん、脅迫したり欺罔したりしてはいけませんよ。
- 問 わかりました。方策のようなものはありますか?
- 答 お金です。
- 問 ああー。やっぱりそうなんですね。
- 答 資本主義の世の中ですからね。仕方ありませんよ。合意に至ることができるよう、割増退職金を支払うということが通常でしょう。
- 問 離職勧奨に際しての説明で気を付けるべきことはありますか?



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

目次

第1編 競争確保に関する各法律(競争確保法)

- I インボイス制度と下請いじめ
- II 消費税転嫁対策特別措置法
- III 下請法
- IV フリーランス適正化法
- V 優越的地位の濫用
- VI コンビニ

第2編 いじめ、嫌がらせ、ハラスメント

- I カスハラ
- II 他社をおもんぼかってくださいね、という法律
……特に建設業法
- III 他社をおもんぼかってくださいね、という法律
……マイナーな条文
- IV パワハラ
- V セクハラ

第3編 会社法

- I 会社の種類
- II 株式会社とコーポレートガバナンス
- III 株式会社の取締役
- IV 株式会社の取締役に対して支払われる報酬
- V 株式会社の取締役に対して支払われる報酬について
の最近の動き

第4編 賃金

- I リストリクテッド・ストック(RS)と
リストリクテッド・ストック・ユニット(RSU)
- II 賃金に関する5原則
- III 源泉徴収
- IV 賃金額の決まり方および解雇の困難性
- V 賃上げ税制および最低賃金法
- VI 賃金減額

第5編 離職

- I パフォーマンス不良の場合の解雇困難性
- II 離職勧奨
- III 解雇に対する法規制
- IV 経済的理由を原因とする解雇
- V 経済的理由を原因とする希望退職募集および
個別の離職勧奨
- VI 退職に際して

第6編 募集・採用およびエンゲージメント

- I サインオンボーナス
- II 採用の自由
- III 募集採用の場面で気を付けるべき点
- IV 労働契約締結に際して気を付けること
- V 採用内定、試用期間
- VI 副業・兼業
- VII 借上社宅

I サインオンボーナス

Discussion



☑ 第5章ではdeferred bonusや賞与支給日に補償要件についてみて
みました。

☑ これらのうち賞与支給日
について、これに対してdef
erred bonusは、主と
して、外資系企業の従業員は
でしょうか。しかも、外資系企
業は同業他社を渡り歩きます
に就職することを考えるわけ
です。ああ、なるほど。今の雇
用めたというウワサが同業他社
☑ そうそう。悪いウワサが立
性を高めてしまい、結果、自
のため労働者は、同業他社へ
えに、泣く泣く放棄するとい
☑ わかりました。でも、多額

☑ ええ。しかし、その放棄を事実上補ってくれる制度があります。
転職先の企業が支払う入社一時金(サインオンボーナスまたはサイ
ニングボーナス)の制度です。

☑ ああ、外資系企業では頻りにありますね。

☑ 外資系企業では求職者を採用しようとするときに、直前の雇
主から何らかの賞与をもらえていないことを織り込み済みです。この
ため、自社に入社してもらうために、もらえなかった分を補う目的で
サインオンボーナスを支払うということが頻りに行われています。

☑ 外資系企業を渡り歩く労働者にとっては、再就職からある程度
は補填してもらえるため、現在の企業からもらえなかった分につ
いて、紛争が顕在化しないのですね。

☑ はい。紛争が顕在化しにくい理由は、雇用主ともめたか争った
という悪いウワサを避けたい、そしてサインオンボーナスをもらえ
る、というところにあるのです。

☑ だからこそ逆に外資系企業の側からすると、かなり強気にde
ferred bonusを進められるのですね。

☑ そうですね。そして、かなり強気で進められる理由のもう1つ
は、予測可能性があるということでしょう。

☑ どういう意味でしょうか？

☑ 支払わずに仮に訴えられたとしたら、支払う必要があるのは、未払
の額プラス遅延損害金です。ですので、どのくらいの経済的損失
を被るのか、あらかじめわかっているわけです。お金儲けをする企業
という立場からすると、経済的損失について予測可能性があるとい
う事実は非常に大きいですよ。それさえ損すればいいと考え、いわ
ば、「織り込み済み」のビジネスジャッジメントがあり得ますので、

☑ なるほど。ところで、サインオンボーナスへの課税ですが、どう
なるかご存じですか？

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
弁護士の視点をプラス! トピックス別 税理士のための中小企業の不正・不祥事対策ブック [095471] ~この1冊で顧問先のリスクを未然に防ぐ!~	定価3,850円(本体3,500円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといた
します。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

☑上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 一
ご住所

事務所名

公用
私用

フリガナ
ご氏名

TEL

様 ㊞

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ㊞TEL.0120-203-696 ㊞FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印